

## 【指定までの流れについて】

居宅介護支援事業を行うには、事業所ごとに所在市町村の指定を受ける必要があります。  
指定申請にあたっては、下記の流れを参考に手続きを行ってください。

### 1. 居宅介護支援に係る指定申請の流れ・スケジュール

実施項目	期 日	説 明
事前相談 ↓ 申請準備 ↓ 申請書類 の作成	随時受付  ※必ず事前に電話連絡の上、相談日時を予約してください。 来庁の際は、あらかじめ記載した事前相談票を持参してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居宅介護支援の指定を受けるためには、申請者の要件（法人格の取得、事業目的の明確化等）のほか、長岡市の条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。</li> <li>○ 従って、指定申請にあたっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。</li> <li>○ 準備内容のご説明やご相談は随時、お受けしています。なるべく早い段階からご連絡ください。</li> <li>※ 概ね指定予定日の3か月前を目安にご相談ください。</li> </ul>
意向申出書の提出	事前相談後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前相談後、指定に係る意向申出書を提出してください。</li> <li>※ 提出方法はメール、FAX、郵送、持参のいずれも可。</li> </ul>
指定手数料の納付	納入通知書の発行日から15日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意向申出書の内容を介護保険課で確認後、事業所に対して納入通知書（納付書）を発送しますので、金融機関で手数料を納付してください。</li> <li>※1 納入通知書の期限切れに注意してください。</li> <li>※2 申請書類提出後、指定申請を取りやめる場合や、審査の結果、指定ができない場合であっても手数料は返還できませんのでご留意ください。</li> </ul>
申請書類の提出	手数料の納付後 指定予定日の2か月前まで  例) 4月1日指定の場合 →2月1日までに提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手数料の納付後、指定を受けようとする日の2か月前までに指定申請書類を提出してください。</li> <li>○ 提出の際は、申請者控えとして申請書類一式の写しを必ず保管してください。</li> <li>○ 指定申請は、同一法人であっても、事業所ごとに行う必要があります。</li> </ul>
書類審査	指定月の前月	○ 申請内容が指定基準等を満たしているか確認するため、書類審査を行います。
現地確認		○ 指定後の状況が申請内容と合致しているか、備え付けるべき文書が整備されているかを確認するため、現地確認を行います。
指 定	原則、毎月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として、毎月1日付けで指定します。</li> <li>○ 指定決定がなされた時点で、電話やFAX等でご連絡の上、指定通知書を郵送します。</li> <li>○ 指定の有効期間は6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。</li> </ul>
公 示 ・ 情報提供	指定後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定事業者名、事業所名、所在地、サービスの種類等を公示し、併せて長岡市ホームページに掲載します。</li> <li>○ 新潟県介護保険事業者台帳へ事業者情報を登録し、新潟県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。</li> </ul>

以降、市の動き

事業所訪問	指定月から概ね 3か月以内	○事業所支援の観点から、聞き取り訪問等を行う場合があります。 対象となる事業所へは個別にご連絡します。
-------	------------------	--

## 2. 指定の要件

---

介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 原則として申請者が「法人」であり、定款等で当該事業実施の旨が明確であること。
- ② 長岡市条例で定める「人員基準」を満たしていること。
- ③ 長岡市条例で定める「運営基準」に従って、適正な事業運営ができること。
- ④ 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

従って、指定申請では、上記要件を満たしていることが分かる書類等を提出いただき、これらについて書類審査及び現地確認等を行うこととなります。なお、「人員基準」や「運営基準」の詳細については、関係法令等をご確認ください。

## 3. 指定手数料

---

指定申請にあたっては、長岡市手数料条例（平成12年長岡市条例第3号）に基づき、下記の指定手数料が必要となります。

意向申出書を確認後、納入通知書を発送しますので、最寄りの金融機関で納付してください。

手数料の名称	手数料の額
指定居宅介護支援事業者指定手数料	24,700円

## 4. 居宅介護支援の指定申請に関する問い合わせ・書類提出先

---

長岡市福祉保健部 介護保険課 介護事業推進係

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電話：0258-39-2245（直通）

F A X：0258-39-2278

E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp